

特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE（略称 GKS、和名：グローバル キッズ スクウェア）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市緑区鳴海町字有松裏104番地の7に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界各地での水・気候変動問題を大陸を越えて学び合い、SDGsの視点から課題に対して、地域や国に合った支援事業を実施する。これらの地球的課題を共に解決しようとする子どもたちの育成のための大陸間交流活動とICTを活かした新たな学び合いの場を創り、宇宙船地球号の仲間として、多文化共生と持続可能な地域と地球社会を繋ぐ担い手育成を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(18) 消費者の保護を図る活動

(19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 水・気候変動対策事業

(2) モビリティ・ソサエティ事業

(3) 大陸間教育事業

(4) 音楽アート表現事業

(5) ホームページ制作運営事業

(6) ジオラマ制作活動事業

(7) 多文化多言語交流事業

(8) SDGs Action 事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) サポーター この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人

(2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人を副代表理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は

記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 渡邊 康

副代表理事 宇土 泰寛

理事 林 敏博

監事 岡崎 ますみ

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年会費 2000 円

(2) 個人サポーター 年会費 0 円

団体サポーター 年会費 101 万円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ワタベ コウ 渡邊 康		無
理事	ウ ト ヤスヒロ 宇土 泰寛		無
理事	ハシ トシロ 林 敏博		無
監事	オザキ マスミ 岡崎 ますみ		無

設立趣旨書

1 趣 旨

21 世紀の今、地球を取り巻く状況は、地球沸騰化ともいわれるまでに至り、各大陸の至る所で異常気象が頻発し、気候危機をもたらしている。そこでは、水と気候変動の問題として大陸を越えた地球的視点から見ると、一方では、洪水が頻発し、また逆に、水不足で渇水問題が引き起こされている。まさに大陸を越えた新たな次元の課題を突き付けられている。

本活動は、これらの問題に対して、長年にわたって対応してきたが、より活動を発展させることを目的に、「つなぐーむすぶーひろげる」をキーワードにした NPO を立ち上げ、以下のような活動を推進する。

水・気候変動問題への直接的な支援とその背景にある地球温暖化の要因となるエネルギーやモビリティ問題への対応など、その国や地域に合った支援活動を、環境・教育・経済の視点から実施する。そして、社会と音楽を融合したエデュテイメントな教育開発を日本、ブルキナファソ、フランス、そしてオーストラリア、ブラジル、フィリピンを中心に探究してきている。更に、大陸を越えた地球規模での活動へと拡大・深化するために、ICT の発展を活かし、サイバー空間のホームページ上に GLOBAL KIDS SQUARE、地球子ども広場を設け、大陸を越えて学び合い、地域と地球の課題に自らの問題として行動する場を創出する。その GLOBAL KIDS SQUARE（地球子ども広場）は、オンライン上と同時に具体的で対面的な学び合いの場も各国に設け、そこには、ジオラマなど言語コードを逾越した多文化共生の空間も創出され、多様な子どもたちや人々の居場所となり、世界への交流・発信拠点ともなる。

本活動は、水問題から出発し、地域や地球システムの相互関係を理解し、自分事として、主体的な行動を引き起こす意識・態度形成を創り出す学びの場を構築する。そして、次々に派生する問題に対して、それぞれが宇宙船地球号の仲間として、つながり、むすばれ、大陸を越えてひろがる広場を生み出し、自らの出発を創出する活動である。

2 申請に至るまでの経過

西アフリカのサヘル地帯にある最貧国と言われるブルキナファソへの文房具や机・椅子の直接支援から始まった活動である。フランスとも協力し、大陸間教育プロジェクトとして以下のような活動を継続してきた。

- ①ブルキナファソへの直接的支援とテレビ会議「地球授業」での交流 2008－2009 年
- ②机といすをブルキナファソへ贈る 椋山女学園大学附属小学校、商船三井 2010－2011 年
- ③ブルキナファソのル・クルーゼ学園とフランスと協働した大陸間支援交流 2012－2013 年
- ④日本・ブルキナファソ・フランスの子の合唱「I LOVE WATER」と協働の学び 2014－2015 年
- ⑤大陸間ミュージカル「I LOVE WATER～人と水の精の物語」を3か国の子で上演(日本)2016 年
- ⑥SDGs のための教育と多様なメソッドや表現活動の探究、ネットワークの拡大 2016－2017 年

- ⑦地域の団地（UR）と連携した持続可能なまちづくりをジオラマで実施 2015－2018 年
- ⑧企業と大学(宇土ゼミ)が連携し、小学校への出前授業を 3 年連続で実施 2017－2019 年
- ⑨パリ地球子ども広場公演（Global Kids Square in PARIS）とパリ子ども宣言 2019 年 3 月
- ⑩パリ子ども宣言を世界に広げる ブラジル・マレーシア日本人学校 2019 年 9 月、10 月
- ⑪海外とのネットワークづくりと交流活動 コロナ禍オンライン化と国際 Zoom 会議 2020 年
- ⑫フィリピンとの大陸間 SDGs 教育プロジェクト活動、フィリピン訪問 2021－2024 年

これらの活動は、椋山女学園や様々な任意団体等の支援、協力があって実現できた。それらの中で、主な支援・協力について以下に記載する。

①のブルキナファソとのテレビ会議では、世界銀行、JICA の協力、②の机といすのブルキナファソへの運搬では、椋山女学園、商船三井（CSR）、ブルキナファソ大使館などの援助、協力があった。③と④の大陸間支援交流は、科学研究費助成事業によって実現できた。椋山女学園大学附属小学校は、ユネスコスクールとして、パリのユネスコ本部から認定された。⑤の大陸間ミュージカルは、一般財団法人地球産業文化研究所の「愛・地球博成果継承発展助成事業助成金」を椋山女学園が助成事業実施者として引き受け、大陸間水プロジェクトがフランスとブルキナファソのプロジェクトメンバーと協力して実現した。⑦の団地でのジオラマは、団地の魅力づくりを支援する学術研究を担う椋山女学園大学と UR 都市機構が連携して、愛知県名古屋市の「アーバンラフレ虹ヶ丘中」で、「西山っ子地球子ども広場」として開始された。⑧の出前授業は、椋山女学園（宇土ゼミ）とアサヒ飲料が提携し、環境出前授業の共同プログラムを開発し、愛知県岡崎市の公立学校で実施した。⑨のパリ地球子ども広場公演（Global Kids Square in PARIS）は、笹川日仏財団、パリ日本文化会館、椋山女学園大学の支援と協力があって実現した。特に、パリ日本文化会館館長杉浦勉氏（駐ブルキナファソ特命全権大使 2009 年 6 月～2013 年 3 月）の協力があった。⑩～⑫のマレーシア、フィリピンとの事業は、日本税理士会連合会教員養成大学寄付講座の支援によって、実現した。また、椋山女学園の椋山人間学研究センターの中の環境と人間プロジェクトとして、2016 年～2023 年まで、研究と活動を継続してきた。しかし、研究センターの改変により名称も「人間学・ジェンダー研究センター」に変わり、環境と人間プロジェクトもなくなった。

このように椋山女学園大学とも多岐に関わりながら実施してきたプロジェクトであるが、これからの活動の更なる発展のために、法人格を持ち、自立的な組織となることが必要であることをメンバーで合意し、NPO 法人立ち上げに至った。

令和 6 年 8 月 21 日

特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE

設立代表者

氏 名 渡邊 康

特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

水・気候変動の問題を中心に、SDGsとDX（デジタル・トランスフォーメーション）の視点から多様な取り組みとなっているが、まず活動組織の基盤となる事業を第1段階として実施する。そして、基盤となる複数の事業から生まれる事業を派生事業として実施する。ただ、クーデターが起こったブルキナファソなど、各国の状況に応じた活動を展開せざるを得ず、実施時期が未定な事業もある。実施可能な国での事業を継続し、世界規模での展開のモデルづくりをめざす。これらの活動の基礎となる研究は、今までの研究活動の成果も活かして活動を行う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
(1)水・気候変動対策事業	水・気候変動対策 1) 渇水対策緑化事業 1-1)渇水地域支援 井戸から水を引いて、学校のまわりに畑を作り、野菜作りを行う。 水の簡易型ろ過装置を設置し、飲料水を提供する。 子どもたちの栄養摂取を考慮し、健康を増進し、学校と地域の保健・福祉の向上を図る。 水とトイレの問題に対する衛生環境の整備と保健衛生意識の増進を図る。	渇水対策緑化事業 (A)年1回 (B)ブルキナファソ (C)10人 実施時期未定 ブルキナファソの支援活動を長らくやってきたが、近年西アフリカの政治状況が不安定化し、ブルキナファソでもクーデターが起こり、活動が停止している。そのため、活動再開の準備としての予算処置である。	(D)ブルキナファソの首都ワガドゥグー市郊外の村の村民 (E)300人	50

	1-2) アフリカ理解支援 アフリカ理解のテキストづくり、映像編集制作、地球子ども博物館への展示 学校への出前授業、社会教育施設への広報活動	アフリカ理解支援 (A) 年 1 回 (7 月) (B) 日本・東海地方 (C) 5 人	(D) 出前授業の 学校等児童 (E) 80 人	
	2) 洪水対策緑化事業 2-1) 洪水地域支援 竹の森づくり・植林・現地活動団体との連携 水道のない少数民族地域での水問題対策の可能性を探り、地域の保健、福祉の増進を図る。	洪水対策事業 (A) 年 2 回 (B) フィリピン (C) 現地 10 人	(D) フィリピン ルソン島の マルキーナ 流域、ミンダ ナオ島ダバ オ市の山間 部現地村民 (E) 不特定多数	
	2-2) フィリピン理解支援 フィリピン理解テキストづくり、映像編集制作、地球子ども博物館での展示、出前授業、広報活動	フィリピン理解支援 (A) 年 3 回 (B) 日本 (C) 日本 10 人	(D) 出前授業等の 学校の児童生徒 (E) 80 人	
(2) モビリティ・ソサイエティ事業	モビリティ・ソサイエティ 1) モビリティ事業 1-1) 都市交通の研究 都市交通の問題と気候変動問題の関り、都市の規模と交通システムの事例等調査研究 都市交通の安全教育 1-2) 都市の交通問題 都市交通問題の学習教材・映像制作 モビリティマネジメントの出前授業 1-3) 運輸・海運	モビリティ事業 (A) 年 2 回 (B) フランス・日本・ブラジル・オーストラリア・ブルキナファソ・フィリピン (C) 10 人	(D) モビリティ事業に関わる国の都市住民 (E) 不特定多数	50

	各国支援で海運会社の協力 運輸・海運と地球温暖化 やCO₂の削減			
	2) ソサエティ事業 「道の駅」と地域活性化 2-1) 日本の道の駅調査 道の駅の役割と効果 日本モデルの設定 2-2) フィリピンの現地 調査 フィリピンでの役割と フィリピンでの設置 に関する調査 2-3) モビリティマネジ メントの授業づくり 地域の活性化を促すモ ビリティマネジメン トの研究と授業づく り	ソサエティ事業 (A) 年5回 (B) 日本・フィリピン (C) 10人	(D) フィリピン のリサール 州ロドリゲ ス町などの 現地村民 (E) 不特定多数	
(3)大陸間教育事業	大陸間教育 1) 大陸間教育の研究・開発 1-1) GLOBAL KIDS SQUARE (略称 GKS) の基礎研究 地球子ども広場活動 の理論・実証研究、態 度形成と活動システ ム評価 1-2) サイバー空間の学 び合いと活動の構想 1-3) 環境・防災・男女共 同参画等の基礎研究・ 実践 1-4) 消費者をひたすら	大陸間教育研究開発 (A) 毎月開催 (B) 日本・海外拠点 (C) プロジェクト 参加者	(D) NPO GKS のメ ンバー及び NPO GKS への 参加希望者 (E) 不特定多数	50

	生み出す近代社会の学校教育システムを問い直し、ブルキナファソに残る生産者主義の社会的行為を紹介し、現在の学校教育に活かす。 1-5) 各国との共同教育研究と国際 Zoom 会議			
	2) 地球子ども広場の管理・運営 2-1) 地球子ども広場研究室 国際 Zoom 会議主催 内外メンバーとの交流 会議運営・記録 2-2) 「GKS NEWS」(広報誌)の作成(年4回) 2-3) 研究会報告と NPO 議事録の作成	地球子ども広場研究室 (A) 毎月開催 (B) 参加国 (C) 15 人	(D) NPO GKS のメンバー及び NPO GKS への参加希望者 (E) 不特定多数	
	3) 地球子ども博物館とジオラマルームの運営 3-1) 地球子ども博物館のガイドブック作成、展示企画、管理運営 3-2) ジオラマ I~IV の制作・管理・映像制作 3-3) ジオラマ参観者用プログラム開発・渉外 3-4) 買い物ごっこでの売買のやり取りなどを行い、消費者保護の活動を図る。	地球子ども博物館 (A) 毎月開催 (B) 椋山女学園大学及びオンライン上の地球子ども博物館 (C) 5 人	(D) 博物館見学者 (E) 不特定多数	
	4) 地球子ども図書館の管理・運営 4-1) 本や絵本の選書 4-2) 図書館の企画・本の	地球子ども図書館 (A) 毎月開催 (B) 椋山女学園大学及びオンライン上の	(D) 地球子ども博物館図書コーナーと	

	紹介 4-3)本や絵本の制作 テーマに関わる子ども 用の本づくりをメンバ ーで行う。 4-4)紙芝居とオンライン 紙芝居の制作	地球子ども図書館 (C)5人	オンライン 上の地球子 ども図書館 訪問者 (E)不特定多数	
	5) 学びの場の構築 5-1)対面とオンラインで のハイブリッドな学び の場の構築 5-2)宇宙船地球号の仲間 として多文化共生の居 場所づくり	学びの場の構築 (A)年2回 (B) 相山女学園大学と オンライン上の学 びの場 (C)10人	(D)対面とオン ラインの学 びの場への 参加者 (E)不特定多数	
(4)音楽ア ート表現事業	音楽アート表現 1) 音楽基礎研究 1-1)音楽と ICT 音楽用の最新アプリ を使用した音楽制作 活動 1-2) I Love Water 等の 作曲、世界展開	音楽基礎研究 (A)年6回 (B) 音楽事業への 参加校 (C)10人	(D)音楽事業へ の参加校児 童生徒 (E)500人	40
	2) 表現活動 2-1)音を活かす活動 2-2)音楽の多様な表現 活動 2-3) 出前授業、オンライ ン上の音楽活動の展 開	表現活動 (A)年6回 (B) 日本・フィリピンな ど (C)10人	(D)音楽アート 表現事業参 加校児童生 徒 (E)500人	

(5) ホームページ制作運営事業	ホームページ制作運営 1) ホームページ活動 5-1) ホームページ構想の具体化と制作・更新 5-2) HP 地球子どもスタジオ担当・取り組み 5-3) HP 地球子ども放送局での映像づくり 5-4) 地球子ども博物館の音楽と映像の演出 5-5) HP 参加者への対応 世界の多様な国や人々、GKSに参加する人々への対応 5-6) 海外交流の拠点渉外 海外の各学校や団体との交流の拠点や国際交流の渉外	ホームページ活動 (A) 毎月開催 (B) 世界各地の GKS (C) 10 人	(D) 日本及び世界の GKS 事業への参加者 (E) 不特定多数	70
	5-7) GKS NEWS の配信 地球子ども広場のニュース（英語・フランス語など多言語翻訳）を海外版として配信	海外版 NEWS の配信 (A) 年 6 回 (B) 椋山女学園大学や世界の GKS 拠点 (C) 3 人	(D) 世界の GKS 事業への参加者及び参加団体等 (E) 不特定多数	
(6) ジオラマ制作活動事業	ジオラマ制作活動 6-1) 地球子ども博物館のガイドブック作成、展示企画、管理運営 6-2) ジオラマ I～IV の制作・管理・映像制作 6-3) ジオラマ参観者用プログラム開発・渉外	ジオラマ制作活動 (A) 月 1 回 (B) 椋山女学園大 (C) 5 人	(D) ジオラマ事業参加者・椋山こども園等園児 (E) 30 人	40
(7) 多文化多言語交流事業	多文化多言語交流 7-1) 海外の現地の学校等との交流 7-2) 海外の日本人学校と	多文化多言語交流 (A) 年 5 回 (B) 日本の学校と	(D) 多文化多言語交流事業	30

	の提携し現地校との交流推進 7-3)多言語での交流、World Englishes の視点からの交流 7-4)現地語の母語の存続、保持を促進する交流活動	海外の学校 (C)5 人	参加者・交流 参加校児童 生徒 (E) 500 人	
(8) SDGs Action 事業	SDGs Action SDGs Action 事業は、(1)～(7)の個別の事業に対して、SDGs のつながる視点を活かし、NPO GKS のキーワード「つなぎーむすびーひろげ、ひろばをつくる」発想を具現化する事業活動である。具体的な地域で、各事業の融合的展開を図り、現地に GKS の拠点をを行い、環境＋経済＋教育領域での豊かな地域と広場づくりを行い、その活動の世界発信を図る。 8-1)ブルキナファソ＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ＋大陸間教育＋音楽事業 8-2)フィリピン＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ＋大陸間教育＋音楽事業 8-3)日本＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ＋大陸間教育＋音楽	SDGs Action (A)年 5 回 (B)日本と海外の 現地 ブルキナファソ フィリピン (C)10 人	(D)GKS 事業参 加者・現地参 加者 (E) 500 人	20

	事業の展開を通した「自分にできること」の意識化と拡大			
				合計 350

特定非営利活動法人 GLOBAL KIDS SQUARE

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

水・気候変動の問題を中心に、SDGs と DX（デジタル・トランスフォーメーション）の視点から多様な取り組みとなっているが、まず活動組織の基盤となる事業を基盤事業として実施する。そして、基盤となる複数の事業から生まれる事業を派生事業として実施する。実施可能な国での事業を継続し、世界規模での展開のモデルづくりをめざす。これらの活動の基礎となる研究は、今までの研究活動の成果も活かして活動を行う。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
(1) 水・気候変動対策事業	水・気候変動対策 1) 渇水対策緑化事業 1-1) 渇水地域支援 井戸から水を引いて、学校のまわりに畑を作り、野菜作りを行う。 水の簡易型ろ過装置を設置し、飲料水を提供する。 子どもたちの栄養摂取を考慮し、健康を増進し、学校と地域の保健・福祉の向上を図る。 水とトイレの問題に対する衛生環境の整備と保健衛生意識の増進と村での保健衛生活動の定着を図る。	渇水対策緑化事業 (A) 年1回 (B) ブルキナファソ (C) 10人 実施時期未定 ブルキナファソの支援活動を長らくやってきたが、近年西アフリカの政治状況が不安定化し、ブルキナファソでもクーデターが起こり、活動が停止している。そのため、活動再開の準備としての予算処置である。	(D) ブルキナファソの首都ワガドゥグー市郊外の村と北部地区の村民 (E) 500人	100
	1-2) アフリカ理解支援 アフリカ理解のテキスト	アフリカ理解支援 (A) 年2回	(D) 出前授業の	

	トづくり、映像編集制作、地球子ども博物館への展示 学校への出前授業、社会教育施設への広報活動	(B) 日本・東海地方 (C) 5 人	学校等児童生徒 (E) 80 人	
	2) 洪水対策緑化事業 2-1) 洪水地域支援 竹の森づくり・植林・現地活動団体との連携 水道のない少数民族地域での水問題対策事業を通して、地域の保健、福祉の増進を図る。	洪水対策事業 (A) 年 2 回 (B) フィリピン (C) 現地 10 人	(D) フィリピンルソン島のマルキーナ流域、ミンダナオ島ダバオ市山間部の現地村民 (E) 不特定多数	
	2-2) フィリピン理解支援 フィリピン理解テキストづくり、映像編集制作、地球子ども博物館での展示、出前授業、広報活動	フィリピン理解支援 (A) 年 3 回 (B) 日本 (C) 日本 10 人	(D) 出前授業等の学校等児童生徒 (E) 120 人	
(2) モビリティ・ソサエティ事業	モビリティ・ソサエティ 1) モビリティ事業 1-1) 都市交通の研究 都市交通の問題と気候変動問題の関り、都市の規模と交通システムの事例等調査研究 都市交通の安全教育 1-2) 都市の交通問題 都市交通問題の学習教材・映像制作 モビリティマネジメントの出前授業 1-3) 運輸・海運 各国支援で海運会社の協力	モビリティ事業 (A) 年 2 回 (B) フランス・日本・ブラジル・オーストラリア・ブルキナファソ・フィリピン (C) 10 人	(D) モビリティ事業に関わる国の都市住民 (E) 不特定多数	100

	運輸・海運と地球温暖化 やCO2の削減 2) ソサエティ事業 「道の駅」と地域活性化 2-1) 日本の道の駅調査 道の駅の役割と効果 日本モデルの設定 2-2) フィリピンの現地 調査 フィリピンでの役割と フィリピンでの設置 に関する調査 2-3) モビリティマネジ メントの授業づくり 地域の活性化を促すモ ビリティマネジメン トの研究と授業づく り	ソサエティ事業 (A) 年5回 (B) 日本・フィリピン (C) 10人	(D) フィリピンのリサール州ロドリゲス町などの現地村民 (E) 不特定多数	
(3) 大陸間教育事業	大陸間教育 1) 大陸間教育の研究・開発 1-1) GLOBAL KIDS SQUARE (略称 GKS) の基礎研究 地球子ども広場活動の理論・実証研究、態度形成と活動システム評価 1-2) サイバー空間の学び合いと活動の構想 1-3) 環境・防災・男女共同参画等の基礎研究・実践 1-4) 近代社会の消費者主義に対する生産者主義の社会の在り方	大陸間教育研究開発 (A) 毎月開催 (B) 日本・海外拠点 (C) プロジェクト参加者	(D) NPO GKS のメンバー及び NPO GKS への参加希望者 (E) 不特定多数	100

	を紹介し、これからの消費者と生産者の関わりを探究していく。 1-5) 各国との共同教育研究と国際 Zoom 会議			
	2) 地球子ども広場の管理・運営 2-1) 地球子ども広場研究室 国際 Zoom 会議主催 内外メンバーとの交流 会議運営・記録 2-2) 「GKS NEWS」(広報誌)の作成(年4回) 2-3) 研究会報告と NPO 議事録の作成	地球子ども広場研究室 (A) 年 12 回(毎月) (B) 参加国 (C) 15 人	(D) NPO GKS のメンバー及び NPO GKS への参加希望者 (E) 不特定多数	
	3) 地球子ども博物館とジオラマルームの運営 3-1) 地球子ども博物館のガイドブック作成、展示企画、管理運営 3-2) ジオラマ I~IV の制作・管理・映像制作 3-3) ジオラマ参観者用プログラム開発・渉外 3-4) 買い物や ICT を使った売買のやり取りなどのシミュレーションを行い、消費者保護の活動を図る。	地球子ども博物館 (A) 年 12 回(毎月) (B) 椋山女学園大学及びオンライン上の地球子ども博物館 (C) 5 人	(D) 博物館見学者 (E) 不特定多数	
	4) 地球子ども図書館の管理・運営 4-1) 本や絵本の選書 4-2) 図書館の企画・本の紹介 4-3) 本や絵本の制作 テーマに関わる子ども	地球子ども図書館 (A) 年 12 回(毎月) (B) 椋山女学園大学及びオンライン上の地球子ども図書館 (C) 5 人	(D) 地球子ども博物館図書コーナーとオンライン上の地球子ども図書館	

	用の本づくりをメンバーで行う。 4-4)紙芝居とオンライン紙芝居の制作		訪問者 (E) 不特定多数	
	5) 学びの場の構築 5-1)対面とオンラインでのハイブリッドな学びの場の構築 5-2)宇宙船地球号の仲間として多文化共生の居場所づくり	学びの場の構築 (A) 年 2 回 (B) 梶山学園大学とオンライン上の学びの場 (C) 10 人	(D) 対面とオンラインの学びの場への参加者 (E) 不特定多数	
(4) 音楽アート表現事業	音楽アート表現 1) 音楽基礎研究 1-1) 音楽と ICT 音楽用の最新アプリを使用した音楽制作活動 1-2) I Love Water 等の作曲、世界展開 2) 表現活動 2-1) 音を活かす活動 2-2) 音楽の多様な表現活動 2-3) 出前授業、オンライン上の音楽活動の展開	音楽と世界展開 (A) 年 6 回 (B) 音楽事業への参加校 (C) 10 人 表現活動 (A) 年 6 回 (B) 日本・フィリピン・フランス・ブルキナファソ・ブラジルなど (C) 10 人	(D) 音楽事業への参加校児童生徒 (E) 500 人 (D) 音楽アート表現事業参加校児童生徒 (E) 2000 人	80
(5) ホームページ制作運営事業	ホームページ制作運営 1) ホームページ活動 5-1)ホームページ構想の具体化と制作・更新 5-2)HP 地球子どもスタ	(A) 毎月開催 (B) 世界各地の GKS (C) 10 人	(D) 日本及び世界の GKS 事業への参加者	80

	ジオ担当・取り組み 5-3)HP 地球子ども放送局での映像づくり 5-4)地球子ども博物館の音楽と映像の演出 5-5)HP 参加者への対応 世界の多様な国や人々、GKSに参加する人々への対応 5-6)海外交流の拠点渉外 海外の各学校や団体との交流の拠点や国際交流の渉外		(E) 不特定多数	
	5-7) GKS NEWS の配信 地球子ども広場のニュース（英語・フランスなど多言語翻訳）を海外版として配信	海外版 NEWS の配信 (A) 年 6 回 (B) 椋山女学園大学や世界のGKS拠点 (C) 3 人	(D) 世界の GKS 事業への参加者及び参加団体等 (E) 不特定多数	
(6) ジオラマ制作活動事業	ジオラマ制作活動 6-1)地球子ども博物館のガイドブック作成、展示企画、管理運営 6-2)ジオラマⅠ～Ⅳの制作・管理・映像制作 6-3)ジオラマ参観者用プログラム開発・渉外 6-4)ジオラマのオンライン上での展開	(A) 月 1 回 (B) 椋山女学園大学及びオンライン上のジオラマ (C) 5 人	(D) GKS 事業参加者・椋山子ども園等園児・出張ジオラマ活動(道の駅など)・オンラインジオラマ (E) 100 人	80
(7) 多文化多言語交流事業	多文化多言語交流 7-1)海外の現地の学校等との交流 7-2)海外の日本人学校との提携し現地校との交流推進	(A) 年 5 回 (B) 日本の学校と海外の学校 (C) 5 人	(D) 多文化多言語交流事業参加者・交流参加校児童生徒	80

	7-3)多言語での交流、World Englishes の視点からの交流 7-4)現地語の母語の存続、保持を促進する交流活動		(E) 800 人	
(8) SDGs Action 事業	SDGs Action SDGs Action 事業は、(1)～(7)の個別の事業に対して、SDGs のつながる視点を活かし、NPO GKS のキーワード「つなぎーむすびーひろげ、ひろばをつくる」発想を具現化する事業活動である。具体的な地域で、各事業の融合的展開を図り、現地に GKS の拠点をを行い、環境＋経済＋教育領域での豊かな地域と広場づくりを行い、その活動の世界発信を図る。 8-1)ブルキナファソ＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ事業＋大陸間教育＋音楽事業 8-2)フィリピン＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ＋大陸間教育＋音楽事業 8-3) 日本＋水・気候変動＋モビリティ・ソサエティ＋大陸間教育＋音楽事業の展開を通した「自分にできること」の意識	(A)年 5 回 (B)日本と海外の事業現地 ブルキナファソ フィリピン (C)10 人	(D)GKS 事業参加者・現地参加者 (E) 事業現地参加者数	80

	化と拡大			
				合計 700

活動予算書

法人成立の日から 令和7年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
サポーター受取会費	0	20,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	380,000	380,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
水・気候変動対策事業収益	0		
ソサエティ事業収益	0		
大陸間教育事業収益	0		
音楽アート表現事業収益	0		
ホームページ制作運営事業収益	0		
ジオラマ制作活動事業収益	0		
多文化多言語交流事業収益	0		
SDGs Action事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
ホームページ制作費	100,000		
その他経費計	350,000		
事業費計		350,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	10,000		
印刷製本費	10,000		
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
通信運搬費	5,000		
消耗品費	5,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	10,000		
その他経費計	50,000		
管理費計		50,000	
経常費用計			400,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

令和8年1月1日から 令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000		
サポーター受取会費		20,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	780,000	780,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金		0	
4. 事業収益			
水・気候変動対策事業収益	0		
モビリティ・ソサイエティ事業収益	0		
大陸間教育事業収益	0		
音楽アート表現事業	0		
ホームページ制作運営事業	0		
ジオラマ制作活動事業	0		
多文化多言語交流事業収益	0		
SDGs Action 事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			800,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金			
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	400,000		
通信運搬費	50,000		
ホームページ制作費	100,000		
その他経費計	700,000		
事業費計		700,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金			
印刷製本費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
水道光熱費			
賃借料			
保険料			
租税公課			
雑費	100,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			800,000
当期正味財産増減額			0
前期正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0